

---

令和4年 第16回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和4年3月4日 (金曜日)

---

議事日程 (第2号)

令和4年3月4日 午前9時00分開議

日程第1 議案第5号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算 (第11号) について

日程第2 議案第6号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について

日程第3 議案第7号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第3号) について

日程第4 議案第8号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第8号) について

日程第5 ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第5号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第2 議案第6号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第7号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第8号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第8号）について
- 日程第5 ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議について
-

出席議員（11名）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 森田 勝典  | 2番 隠塚 春子  |
| 3番 平田 康雄  | 4番 野瀬 繁隆  |
| 5番 黒木 徳勝  | 7番 平山 賢治  |
| 8番 東 義一   | 9番 古賀 世章  |
| 10番 松熊武比古 | 11番 高橋 直也 |
| 12番 安丸眞一郎 |           |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

---

説明のため出席した者の職氏名

|              |       |              |       |
|--------------|-------|--------------|-------|
| 町長 ……………     | 中山 哲志 | 副町長 ……………    | 大浦 克司 |
| 教育長 ……………    | 柴田 晃次 | 総務課長 ……………   | 重松 俊一 |
| 税務課長 ……………   | 田中 豊和 | 福祉課長 ……………   | 平田 栄一 |
| 地域振興課長 …………… | 村田 まみ | 産業課長 ……………   | 佐々木大輔 |
| 建設課長 ……………   | 棚町 瑞樹 | 子ども課長 ……………  | 松元 治美 |
| 健康課長 ……………   | 早川 正一 | 生涯学習課長 …………… | 矢野 智行 |
| 会計課長 ……………   | 山田 恭恵 | 住民課長 ……………   | 矢永 孝治 |
| 財政係長 ……………   | 福岡 信義 | 人事法制係長 …………… | 堀内 智史 |
| 監査委員 ……………   | 村山真知子 |              |       |

---

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

現在の出席議員は11人です。

ただいまから、令和4年第16回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

**日程第1. 議案第5号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第11号）について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、議案第5号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 39ページの下の方になりますけれど、下から3行目、電子黒板購入費ですが、これは1人1台に配付されているタブレットと連動するためのものなんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 今年度も電子黒板のほうを中学校また小学校に導入ですが、それに普通教室に各1台ずつ設置して、それで先生が黒板としても使用できますし、それ自体をパソコンとしても使用できますし、みんなの現在の状況を映したりという形で、一応テレビのモニターのことで今は使ったりもしているんですけど、それがとても小さいので、大きめの電子黒板にての授業をするという形になっております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） ということは、タブレットとは連動はしていないということですか。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 連動はさせることはできます。いろんな用途で使える形のものという形になります。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 関連ですが、3ページの繰越明許に補正予算と同額が繰越明許で上げられていますけれども、これとの関連は説明していただけたらと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） こちらのほうはコロナのほうの交付金を使った形で整備をするようになっておりますので、一旦3月補正で上げさせていただきまして、実際は繰り越して4月にな

って購入するという形になっております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。補正予算の5ページの第2表で繰越明許費という形で計上されてありますが、一つ、農林水産業費の農業費、暗渠排水整備事業、それと同じ項目ですので、土木費の大刀洗公園の水鏡池循環ポンプ改修工事の2点についてお尋ねいたします。

暗渠排水整備事業で去年も令和3年の3月補正で5,399万ほど繰越明許で上がっているんですよね。それと、一般会計では7,446万6,000円ほど計上されているんですけど、今回も6,738万4,000円という金額が繰越明許で上げておられるんですけど、詳細について産業課長のほうにお尋ねしますが、実際、暗渠整備事業が今年度どのくらいの進捗状況でいって繰越明許という形になったのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、土木費関係ですけど、大刀洗公園の水鏡池循環ポンプ改修工事、これも649万ほど繰越明許で計上されてあるんですよね。だから、そのプロセスというか、経緯等を示していただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 今の質問については2点ありますから、まず産業課のほうの質疑について回答を求めて、そしてそれが終わった後に、公園については建設課から答弁という形でよろしいですかね、進め方として。

それでは、答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 東議員の御質問にお答えいたします。

繰越明許費にございます暗渠排水工事費についての質問でございます。まず、繰越しに至った経緯から説明をさせていただきますが、本年度分事業につきましては、下高橋区を中心に41.61ヘクタールを実施予定でございました。

ただ、昨年度の8月の豪雨によりまして、下高橋地区を中心に表作が大きな被害を受けております。工事については、表作終了後に裏作を休耕して実施をする予定でしたが、表作が被害を受けた上、裏作を休耕した場合、収入がゼロになってしまうという御相談がありましたので、その裏作時の工事を諦めて来年度に繰り越すこととしたものでございます。

進捗状況についての御質問もございましたが、今回、6工区・7工区、2工区に分けての工事の実施を予定しておりまして、6工区分については、設計を終わり発注まで終わらせて、その工事代金の4割、前払金である4割を払った上で繰越しをするものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） ただいま答弁ありましたが、よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今度の繰越しの6,700万、これは工期的に、結局田植え関係は6月から入っていくと思うんですよね。田植えが終わって10月ぐらいからまた工事という形で

考えられてあるんですか。

一つは、去年が、地元なんですけど、暗渠排水が年度末ぎりぎりという形で終了されたんですけど、田植え時期に田植え機を操作しているときに、ちょうど暗渠排水の枠の中に車輪がはまり込んで、そして転倒するというのが3件発生しているんですよ。そういったことも考えて工事発注をお願いしたいということも併せてお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 東議員の御質問にお答えいたします。

工事の着工後いつ頃するかという御質問かと思えますけれども、基本的には来年度の表作が収穫が終わってから秋以降から着工しまして、4年度いっぱいかけて工事を終了する予定であります。東議員の御指摘があったような点には十分注意をして工事の実施をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。それでは、2点目の公園の水鏡関係について答弁を求めたいと思います。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） それでは、東議員の大刀洗公園の水鏡池循環ポンプ改修工事の649万の繰越明許についての御説明させていただきます。

12月の補正で649万円の補正を組ませていただいて、3月までにポンプ工事の改修をする予定のところまで進めておりましたけれども、現在、世界的にコロナの関係で部品の調達がどうしても間に合わないということで、3月までに工事ができないので、部品が調達できるのが4月以降になるということで、部品が調達でき次第工事をしたいということで、やむなく繰越明許のほうをさせていただくということで上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 11番、高橋です。37ページの9款1項2目事務局費、教育費の中の事務局費の中で24節積立金5,000万とありますけども、今年度、特別に基金から340万ほど取崩ししておりますけども、そして約2億7,000万ほど積立金があるんですけども、あえてここに5,000万円積立てしたということは、何か今後、教育施設で大型な事業をする考えがあつてのことなのかというのを聞かせていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えします。

今回5,000万ほど教育の基金に積み立てている理由でございますけれども、教育のほうは施設の関係が毎年度毎年度かかってまいります。また、近いスパンで見ましても、今、菊池小学校と本郷小学校の児童数が増加しておりますので、教室が特別支援教室等含めると足りなくなると

いう現状がございます。なので、児童生徒数の増加に伴いまして、どのようなやり方であるかは別として、校舎の増築なり、プレハブになるのか、いろんなやり方あると思うんですけども、その辺が近いうちに出てまいりますので、その辺も踏まえて今回積立てをさせていただいております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。ページ数が39ページ。39ページの教育費関係の工事請負費関係ですけど、442万8,000円補正で上げておられます。これも内容が普通教室間仕切り設置工事、それと感染症対策改修工事という形で2点上げておられますけど、この補正が可決されて、今年度中に工期的に間に合うのかなという感じがしているんですよ。そここのところの子ども課の考え方というものをお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 東議員の御質問にお答えいたします。

まず、普通教室の間仕切り設置工事につきましては、新年度から使う教室ですので、決まりましたら業者を決めて契約して、春休み中には終わらせるという形で新年度を迎える形になります。それと同時に感染症対策の工事につきましても、体育館等の換気のほうの修繕だったりという形になってまいりますので、ちょっと3学期中ではございますが、工事ができるところを行って、今年度中には終わらせて新年度を迎えるという形で予定しております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 課長の答弁ありがとうございました。ただ、普通教室の間仕切り設置工事は、教室的には1か所の工事になるんですか。それとも複数の普通教室という形になるのか。その点をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 今回工事いたしますのは、本郷小学校、菊池小学校と中学校のほうにも出てきているかと思いますが、中学校という形になっております。こちらのほうは特別支援教室が増えた関係で、今までは少人数教室なりで使っていた部分を2つに間仕切った形で2教室の特別教室をつくるという形にしております。危険なものではないんですけども、後々教室が減れば、その壁は壊せる程度の工事をしたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今課長から詳細に菊池小学校、その他中学校とかという形で聞いたんですけど、3月中に本当に工事が完了、課長のほうは3月中に春休みという形で考えているんですけど、春休みからなった場合、春休みは10日間ぐらいだと思うんですよ、詳しいことは分

かりませんが。短い春休み期間中に、何か所かの工事が今年度中に完了するのかなというのが、私自身疑問に思っているんですけど、その点お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 新年度を迎えるときには既に教室は必要ですので、子供たちはおりますけれども、今使用していない教室についてはすぐに工事に入るという形で、間に合わせなきゃいけない工事ですので、業者の方には頑張ってくださいと思っています。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今回の補正を見ますと、例年不用額が随分多いとかいうことに、決算委員会等で高橋委員長からいろいろ御意見があったと思います。今回は現状に即したような補正予算になっているので、それは評価させていただきたいというふうに思います。ただ、何点かお尋ねしたい点がござりまするので、よろしく願いいたします。

まず、20ページをお願いいたします。20ページの2款1項17目地方創生事業の中の新婚生活支援事業費補助金についてということでございます。これは移住とか定住の促進と少子化対策を目的に、多分今年度から新たに実施をされた新規事業だというふうに思いますけれども、当初予算が1,800万組まれておりました。今回、そのうちの1,500万を減額されているということで、事業費的に見れば非常に大きな減額だなと思いますけど、減額に至った理由があれば、その要因等をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

結婚新生活の支援金の減額の件でございます。当初、町の婚姻の件数が年間約50件程度でございまして、当初予算の積算では、29歳以下、満額で60万円給付される方、25件分の1,500万円と、39歳以下の方が満額で30万円なんですけど、こちらが10件分の300万円、計1,800万円ということで計上させていただいておりました。実際1年間で私どもが交付させていただいた補助金というものが6件、現在の合計金額が今のところ116万円ぐらいなんです。満額で積算しておりますけれども、実際、給付額のほうは満額もらわれた方というのは1件ぐらいしかありませんで、1件1件の件数自体も少のうございます。あと、もう一つの要件としましては、上限が、世帯所得が夫婦で所得で400万円以下なものでして、そちらのほうも国が定めている所得制限も要因としてあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 政策的には大変いい施策かなと思いますので、多分これ4年度にも



計上されておりましたので、今コロナ禍であるというのも一つの要因かなと思ってはいたんですけど、そういういろんな点、例えばPR不足だとかそういうのがあれば、また予算委員会の中でいろいろとお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、32ページの5款1項4目農業振興費の18節でございます。その中に活力ある高収益型の園芸産地育成事業費の補助金というのがございますけれども、当初予算のときに説明を受けたときには、町内の農家を対象に3件の補助を行うということで、かなり詳しく積み上げて4,287万5,000円という予算が計上されておりました。今回2,635万とかなり大きな金額を減額をされております。こういう減額に至った背景というか要因があればお願いしたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金の減額の要因についてという御質問ですけれども、こちらについては、ハウスの建設を予定していらっしゃいました大規模な認定農業者の方が、農業者の方の都合によりまして事業の取下げをされております。これによりまして大幅な減額となっております。ちなみに令和4年度に予定をされていた事業の前倒し分の事業費を、その分で確保をした上でこの分の減額となっておりますので、何とか1,200万円余りについては、来年度分に実施予定であった事業についての前倒しで活用するようにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 予定しとった件数が1件減ったということと併せて、4年度に予定しておったものを前倒しでやったということで、このぐらいの金額で逆に言えば収まったという話みたいですね。

それと、同じところなんですけども、その2行ぐらい下ですかね、強い農業担い手づくり総合支援交付金というのがございます。当初予算では1,109万5,000円というものが計上されておりましたが、今回それを全部減額してあるんですよね。これは事業をやめたというのか、何らかの要因があると思えますけど、それについて答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

強い農業担い手づくり総合支援交付金、同じく減額に至った経緯についての御質問でございます。こちらについては国の事業でございます、2件の農業者の方が、1件の方は精米選別機、色で選別をする機械を導入予定でございます、もう一件の方は、倉庫・機械等の導入を予定していらっしゃいました。ただ、こちらは国の事業で2分の1補助という大変ハードルの高い事業

でございます。いろいろなポイントを積み上げて採択されるかされないかが決定される事業でございます。もともと採択の見込みが難しいという状況の中で計上した事業でございましたが、やはりポイント不足で、両事業者とも採択をされなかったところでございます。その分での取下げでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今ちょっと採択要件がかなり厳しい面があるというようなお答えでございましたけれども、この事業については、農業所得同じような事業がいっぱいメニューがあって、私もよく理解していない上で質問するのは申し訳ないんですけど。4年度の予算見たら、この項目は上がってないみたいな感じがしましたので、今後何か形を変えてでもやっていこうとするような考えはあるのかどうかということだけお伺いしておきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

この事業に代わるような事業がないかという御質問でございますが、今回導入される、例えば倉庫の建設についての補助事業については、この事業しかないといった状況でございます。倉庫を建てたいという希望はかなり多くあるんですけども、現在のところ、補助率がよく、倉庫が対象となる事業についてはこれしかない状況でございます。採択がやはり難しいということですので、ほかの事業がないかというのは探していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 平山です。20ページの2款1項17目の結婚新生活支援事業補助金につきまして、先ほど他の議員からも御質問がありましたけれども、せっくなさる事業であれば、できる限り多くの該当者の方にこれが給付されるということが理想であると思います。また、補助の性格上、恐らく多めに予算を組んでいっちゃうというのは分かるんですが、該当なさるとされる方の割合に対する申請なり給付の割合といたしますか、それから、もしそこに差があるとすれば、周知の今後の方法の改善とか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平山議員の御質問にお答えいたします。

まず、先ほど野瀬議員の御質問のときにも申し上げましたが、今年度予算につきましては、29歳以下60万円、39歳以下30万円の25件と10件、満額もらわれた場合で積算をしておりました。それで、私どもも今年度が始まったばかりの事業でございましたもので、一応満額1,800万、全部皆さんが取りにきて、皆さんが満額もらわれた場合ということで組ませてい

ただいております、大分誤差が出たところでございます。

また、これが始まったばかりの事業でございます、周知をしていく必要があると強く感じております。町のほうでは、広報紙やホームページ、あと戸籍の窓口のほうにも御協力頂きまして、こういった補助金があるということを広く周知しておるところでございます。今後、ホームページやまたSNS等も活用してPRを強めていきたいというふうに考えております。また、不動産業者様のほうにも御協力頂いて、チラシを送っているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 近隣の実施している自治体の話を聞かせていただきますと、この制度が認知されることによって申請数が増えてきたということは、やはり該当の方がいらっしゃるにもかかわらず、なかなかそこがお伝えできていなかったということでもありますので、先ほど答弁がありましたように、庁舎内の関係課、それから業者さん、それと近隣自治体の経験も踏まえて、この制度に限らず、該当となる方が制度を御承知ない、それによって得られるものが得られないというのが一番もったいないことでもあります。当事者の方にとっても、町の所得を底上げするという点でももったいないことでもありますので、これに限らず周知を図っていただきたいと思っております。

それと、今年度の当該事業につきまして、例えば申請期限があると思うんです。これについて申請期限到来前に、該当の方がお忘れではないかという周知がまだ可能だと思いますが、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平山議員の御指摘のとおり、申請漏れ等が、期限等が越さないように、さらに周知を強めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） すみません、別件でございます。18ページの2款1項5目の積立金で財政調整基金ほか1億1,900万円、それから、そのほか35ページの教育施設積立金5,000万、下水道積立金5,000万ということで、今回の補正で2億1,900万円余りの積立てによる支出が行われています。これについて、先ほど教育施設につきましては御説明がありました。今回この2億1,000万余を積み立てるに当たって、例えば町の方針として、教育5,000万、下水道5,000万という振り分けといたしますか、この2億1,900万円をこのように振り分けたという全体的な方針につきまして、もう少し御説明頂ければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

まず、下水道については、どうしても将来、下水道事業の更新等で費用がかかってまいります。なので、できれば毎年度5,000万程度積み立てられないかということを目標に財政運営をしているところでございます。教育に関しては先ほど申し上げましたとおり、菊池小学校、本郷小学校の増築等も想定される場所ですので、そういうところも踏まえて、今回造成をさせていただいております。

それから、減債基金につきましては、これは臨財債が、通常は、要は地方交付税のほうで国の地方交付税の総額が足りなくて、その分を地方と折半して臨財債を発行すると。その臨財債の償還については、元利償還が後年度の地方交付税、普通交付税で手当されるというのが基本的な仕組みになっておりますけれども、今年度については、今年度発行分の臨財債の償還分についても、減債基金で計上している分について、今年度については普通交付税でその分を見るので、その分は減債基金のほうに積んでくださいというふうな国のほうからの通知とか指示がありましたので、それに従って計上させていただいているところです。詳しくは財政係長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 財政係の福岡です。先ほど町長のほうから答弁申し上げたとおり、基金の考え方につきましては、下水道施設それから教育施設については、将来の更新または増築等に備えてのものでございます。

減債基金のほうにつきましても、町長のほうから答弁がありましたように、今回、歳入のほうでも地方交付税の増額で1億円程度計上させていただいておりますが、その中の算定項目の中に、国の補正に伴います地方負担分に関するものと、あと臨財債の償還基金積立額という大きく2つございまして、その中に令和3年度分の臨時財政対策債2億2,000万程度ありますけれども、その借り入れた償還に係る費用の分として6,100万余が含まれております。その分を減債基金として積み立てております。また、財政調整基金のほうにつきましては、歳出の減額等もありまして、歳入歳出の剰余金差し引きますと5,700万円程度ありました。平成30年度と令和元年度に2億円財政調整基金から繰り入れておりますので、積み戻すという意味合いでそれを入れております。野瀬議員の御発言にもありましたように、実態に応じた減額補正をしたことで、こういった剰余金が発生するという見込みで計上しておりますけれども、また決算のほうで詳細を御説明することになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。よろしいですか。ほかございませんか。3番、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 15ページお願いします。18款1項1目基金繰入金の中で3億1,000万円もの減額となっております。その中で節の部分でいいますと、4節ふるさと応援基金が7,300万円の減額となっております。ふるさと応援基金につきましては、過去、近隣の市町村の中でも大刀洗町というのは非常に10億を超えるようなかなりの寄附金を集めておりましたけども、今回は若干10億を下回るように伺っておりますが。ふるさと応援基金が今回10億を切った、特別な理由か何かあるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問です。今年度のふるさと応援寄附金の減額についての御質問でございます。大刀洗町のふるさと応援寄附金の事務のシステムの中身の話になるんですけども、今年度の中ほどまでは、大刀洗町のふるさと応援寄附金、1社に取りまとめて、インターネットのサイトが7サイトほどで広くページをつくっておりますが、それを1つの業者をお願いをして管理をしてもらっていたんです。大手2つ、インターネットって大手が大体2つほどありますけれども、その片方のサイトのほうが伸び悩みをしておりました。それで、インターネットの間口を広げている分の取りまとめをする会社を2つに分けて、両方が伸びていくように今年度は仕組みを変えました。それで、変えたことによる、一旦構築を変えますもんで、ページの内容とかが変わってきますもので、一旦少し落ち込みますが、また来年度に向けて新たに収益が上がるようにということでございまして、今年度は少し下がっておるという形になっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に、賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第11号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第2. 議案第6号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に  
ついて

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、議案第6号令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第3. 議案第7号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、議案第7号令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第4．議案第8号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第8号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、議案第8号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 予算書の10ページをお願いいたします。2款1項1目18節の負担金補助及び交付金の中の筑後川中流右岸流域終末処理場維持管理負担金についてでございます。この負担金につきましては、2月の合同委員会で2月25日までに第6期分、大体年6回ぐらいに分けて納付してあるみたいですが、6期分の2,784万円余りを支払うということになっておりましたけれども、予算残額が230万ほど不足するという説明がございました。どういうふうにするのかといたら、補正ではちょっと間に合わないということで、予算流用で対応したいという説明がありました。その財源については、計画停電に関する予算が不要となるということでございましたので、それを充てる旨の説明を受けました。

今回、予算書を見てみますと、計画停電に関する費用が減額されている部分があります。例えば11節の発電機の運搬ですとか、12節のマンホールポンプの維持管理費とか、13節の発電機のリース20万ぐらいですね。これが全て減額をされて、多分残っているのは、汚泥の運搬費、これは171万ぐらいありましたので、それは流用されたのかなと思うんですが、それでは230万にちょっと足りませんので、実際はどういうふうに流用されたのかというのを説明をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 野瀬議員の質問にお答えいたします。

先日、合同委員会において流用の説明をさせていただいたときには、計画停電に対する費用を流用しますということで説明をさせていただきました。その後、流用したい金額が230万円に対して、計画停電用の汚泥運搬業務委託料の執行残のほうが171万円しかなく、不足する59万円を同じ10節需用費の中の修繕料、圧送管空気弁修繕の執行残59万円を流用させていただき、調整をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ということは、先ほど申しましたように汚泥運搬の171万と同じ節の中の工事の予算執行残額を59万流用したんだということですよ、分かりました。

続いて、今回の補正で先ほどの負担金が642万1,000円計上をされております。6期に分けて納付されるというふうに聞いておりましたけれども、6期に分けるといことは、全体の

負担金が1億五、六千万ぐらいありますので、大体1回分が2千七、八百万ですかね、そのぐらい納めていくんだろうと思うんですけど。この640万というのは、多分3月31日に閉めて、汚水の処理量といいますか、流入の処理した水量を各団体にまた精算をして、精算額として負担金が例年納めてあるから計上されていると思うんですけど、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 今申されましたように、精算を一番最後に4月に精算期で納めるようにしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっと私も財政的に素人ですから、これ多分3月31日に閉めて、そこで4月ぐらいに恐らく納付書が来て、その後、何日までに納付してくださいという話になると思うんですね。普通だったら繰越ししておくのかなと思ったんですけど、繰越しとしては上がってないみたいですので、そこら辺繰越しと出納閉鎖までに納めればいいのかという考え方もあると思うんですが、そこら辺の見解はどうなっているんだろうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） では、お答えいたします。

財政系のほうに確認をいたしましたところ、地方公共団体の会計年度は、各年の3月31日をもって終了しますが、地方自治法235条の5の規定には、普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖すると規定をされており、この日までを出納整理期間とされております。

野瀬議員質問の維持管理負担金の請求と同様の支払いとして、電気料や通信などがありまして、3月分の使用料を4月に請求される場合の対応でございます。4月1日以降に請求を受けることを理由として繰越しさせる場合は、電気料等を支出する予算も関係するため、出納整理期間内に整理できるものは、繰越し手続を行っていないということでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 例えば民間企業であれば31日で決めて、その時点で現金の出納がどうなっているのかということを表しますね。例えば未払いとか未収入とかいうのがその時点で上がりますので、非常に分かりやすいんですよ。今、電気料とか水道、ガスもそうかも分かりませんが、そういうことで、いわゆる31日までに、その年度末までに使った料金を支払うと



ということで料金が発生しているということで、それは別に繰越しの手続は必要ないんだというのは、国の見解か何かあるんでしょうか。そこら辺何かあったら教えていただきたいというのが一点。

それともう一点は、これはお願いですけど……。いいです、それがあらかどうかだけお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

まず、国も地方公共団体も単年度会計主義、いわゆる民間のほうで行っている企業会計、複式簿記でやっておりませんので、3月31日で閉めて、その時点の未払い金とか未収金とかいうふうに計上するように、まだなっていないということです。下水道については、今後企業会計に移行すれば、そういうふうになるのかもしれませんが、通常一般会計でありますと、単年度主義でなっております。そして、自治法に基づきまして一定期間、先ほどございましたように出納整理期間でございます。なので、当該年度の年度末までに履行確認が終わったものですね、それが請求書の請求が4月以降になっても、それは当該年度の支出として会計処理をさせていただき、そのための出納整理期間があるというふうに御理解を頂ければと思います。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ありがとうございます。それで、先ほど質問したときに、流用、決算でも流用とか不用額をできるだけ少なくしてくださいねというお願いをされておったと思うんですけど。今回、金額は小さかったんですけども、流用の手続をされて、それが実際どういう内容になっているのかというのは、我々全く見えないんですよね。だから、今議会でもどこから流用されているのか。そういうのが分かれば、非常に後いろんな質疑をするのにも勉強できますし、できたらそういうのがパソコンに入っているんだろうと思うんですよ。集計してあるし、事業費の進行管理とか予算管理とかを当然してあると思いますので、そういうのが例えば私どもの議会事務局で閲覧できるとか、そういう工夫をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 野瀬議員の御意見の流用についてですけども、流用については、毎年定期監査において各課各係より、流用した分については、どこどこからどこどこへ流用したということで資料の提出はしておりますので、そちらを確認していただければと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 今の答弁でよろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 毎月の監査報告書を私ども頂いているんですけど、その中にはないと思うんですよね。今おっしゃっているのはそのことですかね。

○議長（安丸眞一郎） 再度、重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 毎月の監査ではなくて、定期監査と申しまして、今年は2月に開催されたんですけども、令和3年度の12月1日もしくは12月末を基準とした定期監査の中の資料報告の提出資料の中に流用項目がございますので、そこで監査委員さんのほうには報告をしております。その資料でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） くどいようで申し訳ないんですけど、私たちは年に4回議会があります。その中で補正予算とか、今回みたいな増額とか減額とかをされていて、その間に流用されている部分とかいろいろあると思うんですよね。予算書見ても、減額した分だけしか書かれていないし、実際事業費が幾ら増えて、どこからどういうふうに流用されて事業費が幾らになっているのかとかいうことが分からないものですから、議会としてはそういうこと、予算とか決算をきちんと審議していきたいという、これは私だけかも分かりませんが、そういうものがありますので、もう少し見えるような形で何かお願いできないでしょうかということでございます。特にまだお考えがなければ答弁は結構ですけど、あればお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 今の件は、実際流用するときに、流用元と流用先の額は分かるんですけども、どこから具体的にどう流用したかというやつが、議会にも具体的説明が欲しい。また、それを見れる環境整備をお願いしたいという御意見、要望だと思います、補正に関連して。

重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 流用の件の資料の開示提出ということだと思いますけども、これは今後どういう形でできるかを、こちら執行部のほうで検討させていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか、今の答弁で。ほかございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第8号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

## 日程第5. ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議についてを議題といたします。

決議案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきたいと思ます。

ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議。

ロシア軍は2月24日早朝、現地時間、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻を開始した。さらにその後、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。これは明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認できない暴挙である。

さらにロシアは、戦略核兵器の使用を示唆した。こうした威嚇や挑発は、全ての人類と文明社会への敵対行為というほかはなく、唯一の被爆国である我が国としては、断じて看過できない。

本町議会は、昭和61年7月に非核・恒久平和のまち宣言を決議し、平和への誓いを決意しているところである。このたびのロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全に撤退させること及び国際法を遵守し、平和的に対応することを強く求めるものである。

以上、決議する。令和4年3月4日。福岡県三井郡大刀洗町議会。

なお、質疑、討論は省略し、採決を行います。

これから、ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前9時56分

---